

○南河内環境事業組合処理手数料条例施行規則

(昭和48年10月1日規則第3号)

第1条 この規則は、南河内環境事業組合処理手数料条例(昭和48年条例第7号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条 南河内環境事業組合清掃工場で処理する廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物
焼却ごみ
破砕ごみ

第3条 廃棄物の処理するについて清掃工場に搬入しようとするものは、管轄する関係市町村担当課及び南河内環境事業組合発行(様式第1号)の一般廃棄物搬入申込書の交付を受けなければならない。ただし、焼却ごみを一定期間にわたり搬入する場合には、同課発行の焼却ごみ持込み券(定期)(様式第2号)の交付を受けることができる。

- 2 搬入者は、条例第2条に定められた手数料を南河内環境事業組合の受付に納付しなければならない。
- 3 前項により納付した手数料は、返還しないものとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第4条 条例第5条手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書兼承認書(様式第3号)の交付を受けなければならない。

- 2 前項の手続は、管轄する関係市町村において届出するものでその一通を廃棄物搬入時に南河内環境事業組合の受付へ提出し許可を求めなければならない。

第5条 条例第2条第2項に定められた廃棄物をピット内に投入したときは、搬入者は、自己の費用をもってこれを撤去しなければならない。

- 2 搬入者が前項の規定を履行しないときは、南河内環境事業組合がこれを行い、その費用を搬入者から徴収するものとする。
- 3 前2項の規定によることが不可能な場合、条例第2条第1項に基づく処理手数料の3倍をもって、搬入者から処理処分費を徴収することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年規則第7号)

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第1号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成22年規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第5号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(様式 省略)